

# 下水道使用料の改定と据え置きについてのお知らせ

## 【令和5年4月1日から下水道使用料を改定します】

羽曳野市の公共下水道事業は、平成元年の供用開始以降、生活環境の改善や都市の健全発展を目的として進めております。平成24年から下水道使用料の値上げをせず運営してまいりましたが、人口減少による使用料収入の減少や、下水道施設の老朽化による維持管理費が増加しており、現在の使用料収入では経費をまかないきれず、市民の皆様からの税金で補っている状況です。これは、市の財政を圧迫していることだけでなく、下水道を使用されていない人たちとの公平性が保たれていない状況でもあります。

このような状況を改善するため、令和4年3月議会において、下記の内容で下水道使用料を改定することが可決されました。昨今の社会情勢等を考慮して、令和5年3月分までは、現行の下水道使用料を据え置きます。

## 下水道使用料単価表（現行と改定後）

区分	基本使用料 (1カ月) 8㎡まで	超過使用料 (1カ月1㎡あたり)		改定後 基本使用料 (1カ月) 8㎡まで	超過使用料 (1カ月1㎡あたり)		
		排水量(㎡)	使用料(円)		排水量(㎡)	使用料(円)	差額(円)
一般汚水	698	9～10	95	872	9～10	118	23
		11～20	114		11～20	142	28
		21～40	146		21～40	182	36
		41～100	190		41～100	237	47
		101～500	234		101～500	292	58
		501～1,000	266		501～1,000	332	66
		1,001以上	273		1,001以上	341	68
公衆浴場	-	1～	20	-	1～	25	5

上記により算出した額に消費税率を乗じ(1円未満切り捨て)加算した額が下水道使用料となります。

## 水量別下水道使用料（2カ月分）新旧比較

一般用の2カ月あたりの下水道使用料の新旧比較（消費税込み、単位：円）

水量 (汚水排除量)	下水道使用料					
	16㎡まで	20㎡	40㎡	60㎡	80㎡	100㎡
現行	1,535	1,953	4,461	7,673	10,885	15,065
令和5年4月1日から	1,918	2,437	5,561	9,565	13,569	18,783



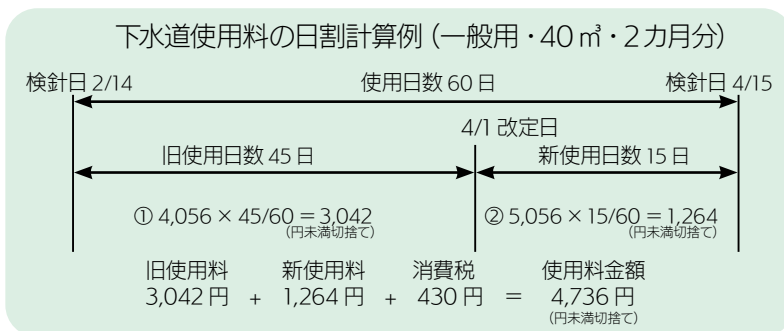
## 水量（汚水排除量）の決め方

- ◆水道水を使用する場合・・・水道水の使用量を汚水排除量とします。
- ◆水道水以外（井戸水等）を使用する場合・・・利用状況等により、市が別途認定し、水道水の使用量と合算します。

## 使用期間が令和5年4月1日をまたがる場合の下水道使用料計算

3月31日までは旧使用料となり、4月1日以降は新使用料で使用日数に応じて日割計算させていただきます。

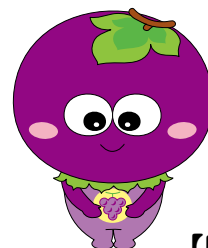
◆2カ月で40㎡の使用水量（汚水排除量）での使用料例



①旧使用料（令和5年3月31日まで）  
基本料金 698円×2カ月=1,396円  
17～20㎡ 95円×4㎡=380円  
21～40㎡ 114円×20㎡=2,280円  
計 4,056円（消費税抜き）

②新使用料（令和5年4月1日から）  
基本料金 872円×2カ月=1,744円  
17～20㎡ 118円×4㎡=472円  
21～40㎡ 142円×20㎡=2,840円  
計 5,056円（消費税抜き）

ご理解とご協力をよろしくお願いたします。



【問合せ】下水道総務課